

裁判外の紛争解決手続の拡充・活性化を図るための諸方策（案）

裁判外の紛争解決手続の拡充・活性化を図るため、ADR 検討会におけるこれまでの議論を十分踏まえながら、今後、制度面及び運用面の両面にわたり、以下の諸方策を講じていく。

．裁判外の紛争解決の促進等に関する法案（仮称）の策定（方向性の骨格）

裁判外の紛争解決手続は、紛争解決方法に対する多様で広範な国民の需要に応える上で重要な意義を有するものであることにかんがみ、国民が多様な紛争解決方法の中から適切な紛争解決手続を選択できる機会を拡充し、国民がより利用しやすい紛争解決制度の実現に資することを目的に、裁判外の紛争解決手続に関する制度基盤を整備するための法案を策定する。

具体的には、国民が安心して質の高い裁判外紛争解決手続を利用できる環境の整備に関し基本となる事項を定めるとともに、民間の行う紛争解決手続の利用者の利便の向上等を図るための認証制度を創設することとし、法制的な検討も含め、関係方面と引き続き調整を行いながら、1 から 3 までに掲げる方向性を踏まえて立案作業を進める。

1．基本的考え方等

（1）基本的考え方

裁判外の紛争解決手続が裁判と並ぶ紛争解決の選択肢として健全に発展する基盤を整備する際の基本的考え方を明らかにする。

検討に際しては、裁判外の紛争解決手続の拡充・活性化の意義等に関しては、以下のような考え方が重要であることを踏まえ、具体的な立案作業を進める。

裁判外の紛争解決手続は、紛争解決方法に対する多様で広範な国民の需要に応える上で重要な意義を有するものであること。

多様な裁判外の紛争解決手続が、裁判と並ぶ紛争解決の選択肢となるよう、それぞれの特性を活かしつつ、その適正かつ実効的な実施が確保される必要があること。

基盤の整備は、国、地方公共団体、紛争解決業務を行う民間の事業者（以下「紛争解決事業者」という。）その他の関係者の緊密な連携と協力の下に推進されなければならないこと。

民間の行う裁判外の紛争解決手続の基盤の整備に当たっては、紛争解決事業者その他の関係者の自主性・自立性が、十分に配慮されなければならないこと。

(2) 国の責務等

裁判外の紛争解決手続が裁判と並ぶ紛争解決の選択肢として健全に発展する基盤を整備する際の国及び地方公共団体の責務を明らかにする。

具体的には、それぞれ、以下の趣旨の責務を盛り込む方向で立案作業を進める。

国は、裁判外の紛争解決を促進するために必要な次のような施策を講ずべき責務を有すること

- ・ 裁判外の紛争解決手続に対する国民の理解の増進
- ・ 手続実施者等の担い手の確保・育成
- ・ 関係者間の連携や協力の促進

地方公共団体は、国に準じ、裁判外の紛争解決手続の健全な発展の基盤の整備に努めるべき責務を有すること。

2 . 民間が行う紛争解決手続の利用者利便の向上（民間紛争解決業務の認証制度）

(1) 認証の対象業務

認証の対象は、民間が行う裁判外の紛争解決手続のうち調停・あっせんの手続に係る業務とする。

仲裁及び国又は地方公共団体が指定する者が個別法の規定に基づいて行う業務等については、認証の対象としない。

(2) 認証の手続

ア 認証を得ることを紛争解決事業者がその事業を行うことの要件とはしない。

イ 主務大臣は、認証の申請が一定の要件を満たすと認めるときは、認証しなければならないものとする。

ウ 認証の要件については、広く国民に紛争解決方法の選択の目安を提供する等の認証制度導入の趣旨を踏まえ、公正・適確に業務が行われることが確保されるとともに、幅広い紛争解決事業者が認証を受けられるような設定となるよう留意する。また、政省令等を通じて、それぞれのより詳細な審査基準を示す。

具体的には、以下の各事項を要件とする方向で立案作業を進める。

暴力団員等の反社会的勢力が関係している等一定の事由がないこと。

申請の対象となる紛争解決業務（以下「申請業務」という。）を継続して公正・適確に行うことができる能力及び経理的基礎を有すること。

公正・適確な申請業務の実施に必要な手続準則を定めていること。

（注）手続準則の内容としては、次のような事項に係る定めを念頭に置く。

- ・ 紛争解決手続における通知に関する事項
- ・ 手続実施者の選任等に関する事項
- ・ 手続の申立てに関する事項
- ・ 手続の終了に関する事項
- ・ 手続の記録の作成及び保存に関する事項

申請者が認証に係る紛争解決業務（以下「認証業務」という。）以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって申請業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

適切な手続実施者が選任され、かつ、公正・適確な手続の進行が確保されるための適当な措置が講じられるものと見込まれること。

（注）適当な措置とは、次のいずれかとする。

）手続実施者のうち少なくとも一名は弁護士とすること。

）手続実施者のうちに弁護士が含まれない場合には、手続実施者が重要な手続段階で弁護士の助言を受けることができること等公正かつ適確な手続の実施のために必要な体制が整備されていること。

（３）認証事業者の義務

認証を受けた事業者（以下「認証事業者」という。）手続実施者等は、認証業務の実施に関し、その公正性・適確性の確保のため、一定の義務を負うものとする。

具体的には、以下の各義務を設ける方向で立案作業を進める。

認証業務の実施の方法に関する一定の事項（組織、手続実施者候補者の資格・経験、手続準則、利用料算定基準等）の公表

認証業務の利用者に対する認証業務に係る紛争解決手続（以下「認証手続」という。）の内容の説明

手続準則の遵守

暴力団員等の業務従事者又は補助者としての使用の禁止

業務上知ることができた秘密の保持

利用者等からの苦情の適切な処理

(4) 認証事業者の監督

認証制度の実効性及び認証業務の適正性を確保するために必要な範囲で、主務大臣による監督に関する制度を設けるものとする。

具体的には、以下の監督制度を設ける方向で立案作業を進める。

認証事業者による認証業務に関する帳簿書類の作成保存、事業報告書の作成提出・備置き及び報告等

主務大臣による報告徴収等

主務大臣による業務の改善命令、認証の取消し等

(5) 認証民間紛争解決業務に係る特例等

ア 民間の行う紛争解決手続の利用者の利便の向上等を図るため、認証に係る名称の独占に関する規定、弁護士でない者による手続の実施に関する規定を設けるほか、時効の中断、訴訟手続の中止及び調停前置に関し、それぞれ、民法等の特例を設ける。

時効の中断、訴訟手続の中止及び調停前置については、具体的には、それぞれ、以下の趣旨の規定を設ける方向で立案作業を進める。

時効の中断

紛争解決についての合意が成立せずに認証手続が終了した場合において、申立て人から一定の期間内にその手続の目的となった請求について訴えが提起されたときは、時効の中断に関しては、その手続の申立ての時に、訴えが提起されたものとみなす。

訴訟手続の中止

当事者間に認証手続によって紛争の解決を図る旨の合意があり、その共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、一定の期間を定めて訴訟手続を中止することができる。

調停前置

訴え提起前に調停を経なければならない事件(人事に関する訴訟事件については、離婚及び離縁に関するものに限る。) について、認証手続を経た場合には、調停前置の原則を適用しない。

イ 認証手続で成立した和解への執行力の付与については、(P)

3. その他

(1) 主務大臣

ア 主務大臣は、法的効果の内容等にかんがみ、基本的には法務大臣とする方向で立案作業を進めるが、申請者の業所管省庁、申請者の取り扱う事案の内容等を踏まえつつ、更に検討する。

イ 認証等に係る主務大臣の処分は、原則として、第三者機関への諮問を経て行うものとする方向で立案作業を進める（具体的な機関及び諮問を行うべき事項の範囲については、更に検討）。

(2) 罰則

所要の罰則規定を整備する。

. その他の課題

1. 行政機関が行う紛争解決手続に係る検討

行政機関等が個別の法令に基づいて行う紛争解決手続について、各手続に係る政策目的に沿って時効中断効等の法的効果の付与の必要性を個別的に検討し、必要に応じて、所要の措置を講じるよう努める。

2. 関係機関間の連携の促進

関係府省等は、「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」におけるこれまでの取組みを更に発展させるとともに、紛争解決事業者を含め、関係機関間の連携の促進に積極的に取り組む。

(以上)